

「ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 21 年 10 月 20 日 21 消安第 6671 号消費・安全局長通達）一部改正
 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
4 消毒及び検査の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア (略) イ (略) (2) 輸出検査の確認 植物防疫官は、告示 5 の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 ア (略) イ (略) ウ (1) により消毒が完全に行われたこと及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書<u>又はその写し</u>の余白に氏名を付記すること。	4 消毒及び検査の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア (略) イ (略) (2) 輸出検査の確認 植物防疫官は、告示 5 の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 ア (略) イ (略) ウ (1) により消毒が完全に行われたこと及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記すること。